

の鑑定ではなく書面の鑑定といいうる程度のものであることを必要とする。

旧会規一〇条二号が一〇万円以上と規定していたのに対し、一項は原則として二〇万円以上三〇万円以下と定めた。

事案が特に複雑又は特殊な事情があるときについて二項は、依頼者と協議の上これを超える書面による鑑定料を受けることができるとした。七条一項に従いどのような点が特に複雑・特殊なのかを説明する必要があることは当然である。

第三章 着手金及び報酬金

第一節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第十三条 本節の着手金及び報酬金については、この会規に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

旧会規一五条に対応する。

着手金・報酬金の意義は三条二項を参照されたい。

1、着手金については「事件等の対象の経済的利益の額」を基準としている。

① 例えば一、〇〇〇万円の貸金請求事件については、原告、被告双方とも同一の一、〇〇〇万円を基準とする。

遺産分割事件、借地非訟事件等事件の種類によっては、当事者によって経済的利益が異なることもある。

② 一部承認の場合

一、〇〇〇万円の貸金請求について、五〇〇万円にまけてくれれば払うという申出があったが納得できないので一、〇〇〇万円について貸金請求の訴訟を提起する場合、事件等の対象の経済的利益の額は一、〇〇〇万円から五〇〇万円を控除した五〇〇万円ではないかという主張がなされることがある。

しかし、相手方に対して、五〇〇万円を請求した場合に無条件に払って貰えたのではなく、残額を放棄することが条件だったのであるから、五〇〇万円を控除する理由はない。もし、五〇〇万円の限度では承認していたのであるから控除すべきであるという考え方が正しいとすれば、一、〇〇〇万円の貸金の存在は承認し支払うと言ってはいても、一向に履行しないため、債務名義を取得するため訴訟を提起する場合にも、経済的利益がゼロということになりかねないが、このような結論が不当であることはいうまでもあるまい。

一部承認が無条件の場合は、その分の支払を求めて、残額を請求すれば問題は生じない。通

常一部承認として議論される場合は、無条件の承認ではなく、承認部分の支払を求め残額を請求することはできないのが原則である。

依頼者から、相手方は一部認めていると言われた場合は、残金を放棄することなく、その分を受取ることができるのなら、先ずこれを受領したらどうかと確認すれば、増加分だけが、経済的利益であるとの誤解を解くことができる。

ただし、残額放棄が条件ではあっても、一部支払の申出があったことは、着手金や報酬金の算定に当って事情として考慮すべきことは当然であろう。

③ 引換給付請求

「不動産の売買契約を解除し、代金の返還と引換に移転登記の抹消登記手続を求める場合」など引換給付請求の場合に、引換給付分を経済的利益の額から控除すべきか否かの問題である。所有権移転登記の抹消登記手続の経済的利益は、会規一四条一〇号により、目的不動産の額である。引換給付の額を控除することになれば、返還すべき代金額が時価に等しい場合は、経済的利益がゼロということになりそうであるが、これは正しい理解ではない。

不動産の売買契約を解除し、代金を返還したにもかかわらず、抹消登記に応じないという場合、経済的利益の額は、目的不動産の額であり返還した代金額を控除する必要がないことは、疑問の余地がない。

代金の返還を引換給付にしたからといって、返還すべき代金額を控除する必要はないのである。

逆に、不動産の売買契約に基づく移転登記請求の場合にも、代金の未払があれば、代金の支払と引換に移転登記を求めることになる。

既に代金を支払ったが、登記に応じないとして、登記を求める場合に、支払った代金額を経済的利益から控除することはないと同様、引換給付になる代金額を控除する必要はない。

引換給付判決にしないためには、民法四九八条、供託法一〇条により反対給付を受けることを要する供託の手続により、弁済供託をしておけば無条件の判決を求めることができるのである。

借地契約や借家契約で正当事由の補強として、明渡料の支払を引換給付とする場合も、恰も借地権や借家権を買い受けたの同様の結果なのであり、明渡料を対価として借地権・借家権を取得したと考えれば明渡料の額を控除する必要はない。

なお、一四条二項二号は借地非訟事件において、地主が介入権を行使して借地権と地上建物を買い受けた場合に、地主に対して報酬金が発生するとしており、借地権を買い受けたのだから、代金額を控除すれば利益がないというような考え方がとられていないことを理解して頂けよう。

ちなみに、東京地判昭和六一・一二・二四(判タ六四八・一八五)は、明渡料を支払って建物居住者の明渡しを履行し、地主と借地条件の変更を交渉し建物の新築を実現した場合について、全体として借地権に関する事件であるとして、借地権の額を基準として訴訟事件の報酬金に對して、裁判外交渉事件の場合三分の二に減額できるものとして、報酬金額を算出しているが、明渡料について控除して計算はしていない。

他方、東京地判平成二・三・二(判例時報一三六四号六〇頁)は、弁護士報酬について明確な取り決めが存在しない事案であるが、訴訟上の和解において、依頼者の土地と相手方の土地との交換が為された場合は、交換契約が成立したことを前提に土地の引渡を求めるとは異なり、土地の時価を経済的利益と考えるのは妥当ではないが、さりとて、等価交換だから利益がないとか、算定不能であるというのも合理的ではないとし、経済的利益を交換により取得した土地の三分の一と評価している。訴訟上の和解によるものであっても、新たな契約を締結したものと考えれば、一九条が適用されるとも考えられるのであり、そのような意味で、是認しうるものと考えられる。

- ④ 住民訴訟や株主代表訴訟の場合、原告は自ら利益が帰属する訳ではないが、勝訴の場合には、地方自治法二四二条の二第七項、商法二六八条ノ二第一項等に基づいて、地方公共団体や会社に弁護士報酬額の範囲内で相当な額を請求できるのであるから、八条二項により着し金を減額し報酬金を増額する約定をすることが必要とならう。

被告については、敗訴の場合にはその額を負担するのであるから、請求額を基準とするべきである。

- ⑤ 債権者代位訴訟

なお、場合により一五条第一項の適用により、経済的利益の額を減額して計算する必要もある。被保全債権の限度で金銭債権を代位行使する場合は、原告が債務者に代わって金銭の支払を

受けることが認められているので金銭債権の額が経済的利益の額である。

債務者に代わって、債務者が第三者から取得したが第三者名義のままの不動産の所有権移転登記手続を求める代位行使の場合は、所有権移転登記手続請求事件として考えればよいが、目的物の価額を被保全債権が下回る場合は、被保全債権の額を経済的利益の額と考えるべきである。金銭債権の保全を目的としない、債権者代位事件については次の通りである。

土地の賃借人が土地所有者に代位して土地の不法占拠者に明渡しを求める場合は、賃借権に基づく明渡請求事件として算定すべきである。

不動産の輾転譲渡の最終買主が、前主の権利を代位行使し所有権移転登記手続を求める場合、目的物件の所有権移転登記手続請求事件として処理すればよい。

この場合、前々主から前主、前主から買主へと、二つの所有権移転登記手続請求事件を併合して提起する場合、前々主から前主への売買に争いが存在し、前主から買主への売買にも争いが存在する場合は、事件の個数は二件と考えるべきであるが、そうでない場合は、一件と考えるべきである。

⑥ 独立当事者参加、補助参加

独立当事者参加、例えば、原告が被告に対して土地の所有権確認と明渡を求めている事件に、原告に対して所有権確認、被告に対して所有権確認と明渡を求めるような場合は、原告に対する訴訟と被告に対する訴訟が存在するものと考え、それぞれ経済的利益を算定すればよい。

補助参加の場合、例えば、貸金請求事件で被告の主債務者に連帯保証人が参加する場合又はその逆の場合は、被告が勝訴すれば事実上連帯保証人又は主債務者に対しても請求できなくなるので、貸金の額が経済的利益と考えられる。

使用者責任を迫及する訴訟の被告に被用者が補助参加する場合も、請求が認容された場合は同額の求償請求を受ける恐れがあるから、損害賠償請求額が経済的利益の額であろう。その他の場合も、参加する事件の被参加人とその相手方との権利義務関係により経済的利益を算定することになるが、補助参加人の受ける経済的利益が、これを下回る場合はその額によるべきであろう。

2、報酬金については「委任事務処理により確保した経済的利益の額」を基準としている。

① 金銭請求については、原告は認容額、被告は請求を棄却されたことにより支払を免れた金額である。

例えば、五〇〇万円の請求に対して、判決で三〇〇万円が認容された場合、三〇〇万円の支払を内容とする和解が成立した場合、何れも、原告が確保した経済的利益は三〇〇万円であり、被告が確保した利益は二〇〇万円である。

原告については五〇〇万円の請求に対して、三〇〇万円ではマイナス二〇〇万円であり、被告についても本来ゼロ円のもの二〇〇万円負担するのだから同じくマイナス二〇〇万円であり経済的利益がないのではないかという誤解を生ずることがある。

五〇〇万円というのは原告の主張であり、被告が任意に支払わないからこそ訴訟に至ったのであり、訴訟の結果確保した三〇〇万円が確保した経済的利益になるのである。

同じく、被告については、債務がないというのは被告の主張であり、原告が五〇〇万円を主張して訴訟を提起してきたのを放置すれば全額の支払を余儀なくされるところ、二〇〇万円の支払を免れたことにより、二〇〇万円の利益を確保したということになるのである。

利益という用語からすると、ときに誤解を生ずる点であるので予め依頼者に説明して置く必要がある。

一部承認、引換給付の場合については、前述の着手金の説明を参照されたい。

② 一部勝訴の場合、借地非訟事件や遺産分割事件等の場合は、当事者の何れにも報酬金の支払義務が発生することがある。

③ 住民訴訟、株主代表訴訟の報酬金については、原告については認容額、被告については請求が排斥された額（訴え却下の場合を含む）を基準とするべきである。

なお、原告勝訴の場合地方公共団体や会社に約定弁護士報酬のうち相当額を請求することができる。とされている。

住民訴訟において被告が認諾した場合に、原告の地方公共団体に対する弁護士報酬の請求を認めた判例がある（大阪地判平六・八・二八、判タ八九三・一四二）。

住民訴訟の場合は、被告勝訴の場合についても、弁護士報酬のうち相当額を地方公共団体が

負担することができる（地方自治法二四二条の二第八項）。

④ 訴取下げ、調停取下げ等

請求の放棄や訴え却下の場合には被告勝訴であることが明らかであるから、報酬金を請求できることは明らかであるが、訴え取下げの場合でも、請求に理由がないとして取下げたもので、爾後、請求されたり、訴えを提起されたりする恐れのない場合は、報酬金を請求できる。

訴えを取下げた結果消滅時効が完成して、再度訴えを提起しても抗弁が成立する場合等も同様であろう。

調停の取下げについても、請求に理由がないことが原因で再度請求される危険がない場合などは同様に報酬金を請求できるものである。

（経済的利益―算定可能な場合）

第十四条 前条の経済的利益の額は、この会規に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- 一 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
- 二 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- 三 継続的給付債権は、債権総額の一〇分の七の額。ただし、期間不定のものは、七分分の額

- 四 賃料増減額請求事件は、増減額分の七年分の額
- 五 所有権は、対象たる物の時価相当額
- 六 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の二分の一の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の二分の一の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- 七 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の三分の一の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の三分の一の額を加算した額
- 八 地役権は、承役地の時価の二分の一の額
- 九 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 十 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第五号、第六号、第八号及び前号に準じた額
- 十一 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- 十二 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の三分の一の額。ただし、分割の対象

となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額

十三 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の三分の一の額

十四 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額

十五 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第一号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

旧会規一六条一、二項に対応する。

旧会規一六条一項一―号には借地非訟事件が規定されていたが、改正会規は二四条に特別の規定を置いた結果、経済的利益算定の項目から削除された。新たに、遺留分減殺の場合が規定された。経済的利益の算定方法については、一四条各号に規定されたとおりであるが、訴額の計算と趣旨目的が異なるので計算方法が異なっている。

なお、本条各号の規定は例示であり本条各号に規定が存在しなくとも、事件等の対象の経済的利益や確保した経済的利益が算定できる場合はこれによるべきであり、一六条により経済的利益

の算定が不能であるとする事はできない。

1、一号 金銭債権

金銭債権には利息損害金が含まれることを明示した。破産債権確定の場合は配当見込額である。

2、二号 将来の債権

控除する中間利息（約定又は法定利息）は、着手金・報酬金の計算の時点から履行期までである。

一号の金銭債権事件について、和解成立後一年後に支払う和解が成立した場合の債権者の確保した経済的利益についても、中間利息を控除して算定することとなる。

逆に中間利息相当分が、債務者の確保した経済的利益である（もちろん、債権者の請求額を減じているときは、その分は当然債務者の確保した経済的利益に当る）。

3、三号 継続的給付債権

継続的給付債権とは、相当の期間一定の行為を継続することによって実現される給付（賃貸人や労働者などのなす給付）を目的とする債権をさすが、回帰的給付（新聞の配達交付）を目的とする場合も継続的債権として、本号に準じ、継続的給付又は回帰的給付の対価関係にたつ債権（賃料債権、給料債権、新聞購読料債権等）も本号を準用すべきである。

なお、右のような債権であっても、支払期が到達した未払分は一号の金銭債権であり、将来の請求分が本号の対象である。

多数回の分割払いの和解については、二号によって個々に計算し合算する他、本号により債権者の確保した経済的利益を債権額の一〇分の七として計算することもできると考えられる。この場合、債務者の確保した経済的利益は債権額の一〇分の三となる。

4、四号 賃料増減額請求事件

賃料増減額請求事件は増減額分の七年である（旧会規一六条四号では五年とされていたが、期間不定の継続給付債権の額の七年と合わせた）。

賃料増額確認訴訟と併せて増額の意味表示をしたときから提訴時までの未払の差額賃料の請求をする場合は、未払賃料の請求の分は一号により算定する。

5、五号 所有権の存否帰属を争う事件

五号は所有権の存否帰属を争う事件の経済的利益を対象たる物の時価と定めている。

賃借権の負担のある土地や建物の所有権の帰属を争う場合は、賃借権の負担がある貸地や貸家としての評価がここでいう時価となる。

土地又は建物所有者が賃貸借が終了したことを理由に、所有権を原因として土地又は建物の明渡を求める場合でも、被告が所有権を争わず、賃貸借の終了を争っている場合は、六号の土地の賃借権に関する事件又は七号の建物の賃借権に関する事件である。

6、六号 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権の存否帰属を争う事件

六号は地上権等の存否帰属を争う事件の経済的利益を対象たる物の時価の二分の一と定め、時

価がこれを超えるときは、時価相当額とした。

例えば、土地所有権に基づいて地上建物の収去を求める事件の場合は、土地に対する権利の種類により、賃借権・地上権・使用借権・占有権を巡る紛争であるから六号により、土地の時価の二分の一、都市部において、賃借権・地上権等の時価が土地の時価の二分の一を上回る場合はその額が経済的利益である。

なお、訴訟物の算定に当っては、固定資産税評価額が用いられかつては時価との差が問題となった。現在では、時価と著しい差異がないと考えられるときは、これによってよい。

また、住宅地の場合、課税の特例によって評価額を減じた額を課税標準としている場合があるが、その場合は課税標準額ではなく評価額によることはもちろんである。

建物に関する所有権等の紛争については、七号により敷地の時価の三分の一の額を加算することに注意が必要である。

7、七号 建物の所有権、賃借権、使用借権の存否帰属を争う事件

建物の所有権に関する事件は、建物の時価に敷地の時価の三分の一を加算、建物の賃借権等に関する事件はその価格（原則として建物価格の二分の一）に敷地の時価の三分の一を加算して計算する。

敷地とは敷地の所有権のことであり現実の敷地に関する権利のいかんを問わず、敷地の所有権の時価（更地価格）の三分の一を加算することとなる。

ちなみに、旧会規一六条七号では敷地の権利の価額の二分の一を加算することとなっていた。

8、八号 地役権の存否帰属に関する事件

通行地役権、引水地役権等で、承役地が一筆の土地の一部であるときは、その一部の土地の時価の二分の一である。

囲繞地通行権については、本号を類推適用すべきであろう。私道位置指定を受けた道路の通行についても本号を類推適用すべきであろう。相隣関係のうち、隣地の利用に関するもので、利用面積を算出し得るものについても同様であろう。

また、境界線からの距離違反に基づく建築廃止請求についても、違反面積について、本号を類推適用して差し支えないものと解する。

相隣関係のうち、竹木の剪除截取、目隠しの設置等、隣地を利用せず又は面積の算出になじまないものは、これに要する費用を経済的利益の額とすることが合理的であろうが、算定不能として、事情による減額を講ずることも差し支えない。

賃借又は使用借にかかる通路については、六号によるべきである。

9、九号 担保権の存否帰属に関する事件

担保権には非典型担保も含む。担保物と規定するが、地上権のような所有権以外の物権、株式、売掛金、ゴルフ会員権のような物以外の権利の担保を除く趣旨ではない。

担保物の時価が、非担保債権を下回る場合は担保物の時価相当額である。

一五号は、民事執行の申立がなされている場合の規定であり、九号は先順位の負担が未確定であることが前提であるので、担保物の時価の算定にあたっては、先順位の担保等の負担を考慮して算定する旨の一五号括弧書は類推適用がないものとされている。

ところで、讓渡担保にとつた不動産の帰属清算と被担保債権の残額の支払を求める訴訟の場合は、帰属清算による差額の算定に当っては、先順位の担保権額を算定せざるをえないので、民事執行に準ずるものとして、一五号を適用し担保物を評価し、被担保債権の残額の分を一号により加算するものと考えらるべきである。

10、一〇号 不動産についての登記手続を求める事件

五号、六号、八号、九号に準じて算定する。登記手続には、仮登記の本登記手続、抹消登記手続等を含む。

又、不動産には不動産とみなされ登記される物を含む。

自動車の登録に関する事件や、著作権、特許権等の登録に関する事件についても、登録対象の権利に関して、五号、六号、九号を類推適用した額により算定すべきである。

11、一一号 詐害行為取消請求事件

債務者に対する被保全債権の請求訴訟と受益者第三取得者に対する詐害行為取消訴訟を併合して提起する場合は、取消を求める法律行為の目的の価額が、被保全債権に達しないときでも、一号を適用して被保全権利の額が経済的利益である。

なお、債権者代位訴訟については、一三条の解説1、①を参照されたい。

12、一二号、一三号 共有物分割、遺産分割事件

共有物分割、遺産分割について争いのない部分に限り、持分の時価の三分の一とする。争いのない場合は、抽象的権利を具体化するという特質から、時価によらないで、その三分の一としたものである。時価により計算しないので、特に注意が必要である。

一二号で共有物分割にあつては、原則として争いがないものとし、一三号で遺産分割は原則として争いがあるものとした。

ここに、争いがあるとは、次のような場合である。

① 共有の場合

ア、登記上は、甲乙二分の一ずつの共有となっているが、実体は、甲四分の一と乙四分の三の持分であると主張する場合。

二分の一を超える部分即ち、甲の登記上の持分の半分、持分四分の一については争いがある。

イ、アの場合で甲には全然持分がないと主張する場合。

甲の持分全部について争いがある。甲の共有物分割訴訟に対して、乙は甲は共有者ではないとして、却下を求めるような場合である。

② 遺産分割の場合

ア、相続分には争いがなく、相続人のうち、誰が何を取得するかに争いがある場合。

一 三号所定の争いがある場合には当たらない。特に注意が必要である。

イ、甲、乙の法定相続分が二分の一ずつであるが、甲は生前贈与として、相続開始時の遺産と同額の贈与を受けており、具体的相続分はないと乙が主張する場合。

甲の相続分については全部争いがある。

ウ、乙が寄与分を主張する場合。

寄与分として主張する部分は争いがあり、寄与分を除いた分を法定相続分を乗じた部分は争いがないこととなる。

エ、遺留分減殺については次項を参照

13、一四号 遺留分減殺

対象となる遺留分の時価相当額。

通常、遺留分の存在、権利行使時期について争いがあるので、遺留分の時価により算定する。

争いがない場合は、遺留分減殺請求の結果生ずる共有物分割として処理すればよい。遺留分の存在等に争いがなく当初から価額賠償として処理する場合もこれに準じてよい。

14、一五号 民事執行事件

金銭についての民事執行事件は請求債権額により算定するが、執行対象物件の時価が債権額に

達しないときは、その時価である。時価の算定に当っては、先順位担保等の負担を考慮する必要がある。

金銭に関する民事執行事件とは民事執行法第二章第二節の強制執行事件、第三章の担保権の実行としての競売事件をいう。

これらに付随する執行抗告、執行異議、執行文付与異議、執行文付与訴訟、債務者側が申し立てる執行異議、執行文付与に対する異議、執行文付与に対する異議の訴え等のうち、訴えによるものは一七条により算定し、訴えによらないものは、二六条の民事執行事件の規定を類推適用し同条により算定する。

ちなみに、非金銭執行の場合は、実体上の権利に基づいて算定する。例えば、建物の明渡し執行事件については、本条七号により算定する。建物の明渡し断行仮処分執行についても同様である。

民事執行に対する救済手続のうち、第三者異議事件については、執行の排除を求める目的の時価により算定し、請求異議の場合は執行力の排除を求める請求債権額により算定する。なお、第三者異議や請求異議については、通常の訴訟手続で行われる事件であるから一七条の民事事件に該当する。

(経済的利益算定の特則)

第十五条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額しなければならない。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。

- 一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
- 二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

一項は新設の規定である。二項は旧会規四条三項の規定の内容を明確にしたものである。

1、一項

一四条により計算した経済的利益の額が、実質的な経済的利益より明らかに大きい場合の減額の規定で、従前は旧会規四条一項(八条一項が対応規定である)の特別事情と解釈されていた。実例としては、次のような場合がある。

- ① 過大な損害賠償請求の被告事件について、通常支払の危険のある金額に減額する。

② 遺産分割に当って、過大な寄与分の主張について通常定められる程度に減縮し、その部分を争いのあるものとして算定し、その余は三分の一として算定する。

2、二項

一四条により計算した経済的利益の額を増額できる場合である。

実例としては次のようなものがある。

① 特許権に基づく差止請求の代わりに、損害賠償の一部請求の訴訟を提起し、侵害の事実が認められ、損害賠償が認容された結果、事実上差止の効果も得られる場合に差止による経済的利益を加算する場合。

② 道路に接する土地がの所有権の帰属を巡る紛争で、その土地が原告に帰属することによりそれに隣接する土地が、建築基準法の接道義務を満たし、建物の建設可能な土地となる場合に、そのことによる隣接地が宅地として評価されることによる評価の増額を考慮して係争地の価格にその経済的利益を加算する場合。

(経済的利益—算定不能な場合)

第十六条 第十四条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を八〇〇万円とする。

2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

旧会規一七条に対応する。

1、一項

旧会規一項では算定不能の場合の経済的利益の額を五〇〇万円としていたが、一六条一項は八〇〇万円と算定することとした。

一四条の解説でも触れたが、同条の各号は例示としての列挙である。従って、一四条により経済的利益の額を算定することができないとは、一四条各号に規定がない場合という意味ではなく、事件等の対象について経済的利益が算定できないという意味である。例えば、一四条に規定の存在しない知的財産権でも現実に売買契約が締結されこれに関する紛争が生じている場合は、その価額は算定可能である。

なお、従前算定不能とされた離婚訴訟は、二二条で離婚事件として、弁護士報酬額が定められた。離縁・認知・嫡出否認その他の身分事件は、算定不能として八〇〇万円として弁護士報酬を

算定する。

その他の算定不能と解される事件としては、株主総会決議取消事件等の会社事件、当選無効事件等の行政訴訟（課税処分取消の行政事件等は経済的利益が算定可能である）が上げられる。

転勤無効確認事件、配転無効事件等の労働事件は算定不能である。解雇無効確認事件、地位保全事件については、定年までの給与相当額と退職金相当額を基準として、一四条二、三号により算定するという方法もあり得るが、従業員の地位は、給与、退職金につきるものではないということから、一般には算定不能であるとされる。

日照権、眺望権等に基づく建築工事差止、騒音被害に基づく航空機の飛行差止などについても経済的利益算定不能と考えるべきであろう。右の事件に伴う慰謝料請求がある場合、この部分はもちろんその金額により算定することになる。

大阪高判昭和六三・八・一〇（判タ六七九・一八五）は、戸籍上離婚したことになっている亡夫の遺産分割に当り、相続人の地位を回復することを目的として提起された離婚無効事件について、一審で勝訴したことを理由として、遺産分割により取得し得る遺産の額が経済的利益であるとして弁護士が報酬金を請求したのに対して、一審で勝訴したに過ぎないこと等を理由として、算定不能の場合の金額三〇〇万円（当時の金額）の増額要素と考え、六〇〇万円とした上で、その下限を若干下回る七〇万円の報酬金を認容している。

2、二項は算定不能事件の弁護士報酬の増減額規定である。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第十七条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件(次条に定める仲裁センター事件を除く。)の着手金及び報酬金は、この会規に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額		着手金	報酬金
三〇〇万円以下の部分		八%	一六%
三〇〇万円を超え三、〇〇〇万円以下の部分		五%	一〇%
三、〇〇〇万円を超え三億円以下の部分		三%	六%
三億円を超える部分		二%	四%

2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、三〇%の範囲内で増減額することができる。

3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前二項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

4 前三項の着手金は、一〇万円を最低額とする。ただし、経済的利益の額が一二五万円未満の事件の着手金は、事情により一〇万円未満に減額することができる。

旧会規一八条一ないし三項に対応する。ただし、三項は新設の規定である。

旧会規に比較して、着手金を概ね三分の二とし、報酬金を三分の四とし、また、八段階にわたって逡減して計算することとしていたものを、四段階に簡素化した。もちろん、依頼しやすくする為にこのように改正されたものである。

1、一項 着手金・報酬金の算定

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件及び仲裁事件（仲裁センター事件を除く）についての、着手金・報酬金の算定方法を規定する。

条文では、それぞれの部分を計算するように規定されているが、速算表の形式で掲げておく。この金額については、記憶しておいて、一々報酬会規を見ないでも依頼者に説明できるようにところがけたいものである。

経済的利益の額	着手金	報酬金
〳三〇〇万円	八％（最低金額一〇万円）	一六％
三〇〇万円〳三〇〇〇万円	五％＋ 九万円	一〇％＋ 一八万円
三〇〇〇万円〳三億円	三％＋ 六九万円	六％＋ 一三八万円

三億円)

二%+三六九万円

四%+七三三万円

手形小切手訴訟事件、離婚事件、境界事件、借地非訟事件等事件の種類による例外規定が存在するので注意が必要である。

2、二項 増減額

事件内容により三〇%の範囲で増減できることを規定している。

3、三項 上訴審の引き続き受任

上訴審の引き続き受任の場合の着手金の減額を規定している。新設規定である。

4、四項 着手金の最低額及びその減額

一〇万円が最低額であるが、一二五万円未満の事件については事情によりこれを減額できる。改正民訴法の少額事件等を想定したものである。

(調停事件及び示談交渉事件)

第十八条 調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、この会規に特に定めのない限り、それぞれ前条第一項及び第二項又は第二十一条第一項及び第二項の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により

算定された額の三分の二に減額することができる。

2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、この会規に特に定めのない限り、前条第一項及び第二項又は第二十一条第一項及び第二項の各規定により算定された額の二分の一とする。

3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この会規に特に定めのない限り、前条第一項及び第二項又は第二十一条第一項及び第二項の各規定により算定された額の二分の一とする。

4 前三項の着手金は、一〇万円（第二十一条の規定を準用するときは、五万円）を最低額とする。ただし、経済的利益の額が一・二五万円未満の事件の着手金は、事情により一〇万円（第二十一条の規定を準用するときは五万円）未満に減額することができる。

旧会規二〇条、二二条、三〇条二項に対応する。

1、一 項

調停、示談交渉事件、仲裁センター申立事件の着手金・報酬金は一七条一、二項（民事事件の算定方法）二二条一、二項（手形小切手訴訟の算定方法）を準用する。増減の事由がある場合は、それぞれ三〇%の範囲で増減額できる。

通常の訴訟事件に比較して、手数が軽減される等の事情がある場合には、それぞれの規定によ

り算定された額の三分の二に減額することができる。なお、事件自体に減額の事由が存在する場合には、三〇%の減額と三分の二の減額を重疊的に適用できるものである。

この会規に特に定めのある場合とは、二二条の離婚に関する調停等の事件、二三条の境界に関する調停等の事件、二三条の借地非訟に関する調停等の事件の場合である。その額等については、それぞれの規定を参照されたい。

2、二、三項

二項は示談交渉事件から引続き調停事件又は仲裁センター事件を受任する場合の着手金、三項は示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引続き訴訟その他の事件を受任する場合の着手金の額を一七条一、二項、二一条一、二項により算定された金額の二分の一とする旨を規定している。

三項のその他の事件とは、調停から仲裁センター、仲裁センターから調停という場合を想定しているものである。

3、四 項

四項は最低額とその減額を規定している。その趣旨は、少額事件に対応するためであることは、一七条四項と同趣旨である。

(契約締結交渉)

第十九条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
三〇〇万円以下の部分	二%	四%
三〇〇万円を超え三、〇〇〇万円以下の部分	一%	二%
三、〇〇〇万円を超え三億円以下の部分	〇・五%	一%
三億円を超える部分	〇・三%	〇・六%

- 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、三〇%の範囲内で増減額することができる。
- 前二項の着手金は、一〇万円を最低額とする。
- 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

旧会規一一條の二に対応する。

旧会規は、三万円に民事事件の報酬の二〇%を加算した金額としていたが、改正規定は新たに、独自の四段階の逓減率を定め他の規定を参照しなくとも算定できるものとし、着手金と報酬金の割合を一对二とした。また、最低額を五万円から一〇万円に改めた。

1、契約締結交渉事件の意義

(1) 契約書作成手数料との差異

契約当事者間で合意がなされその合意内容を明確にする場合は、三八条に規定する契約書作成手数料の問題である。

(2) 示談交渉事件との差異

当事者間の紛争を解決する和解契約の為の交渉は一八条所定の示談交渉事件に該当するものであり、本条の契約締結交渉事件ではない。

(3) 契約締結交渉事件

本条所定の契約締結交渉事件とは、契約内容の明確化としての契約書作成ではなく、当事者間に紛争がある訳でもないため和解交渉でもないものである。

即ち、契約締結に向けて、依頼者の代理人として、依頼者の意思に沿った内容の合意をさせるため相手方と交渉することである。

もちろん、成立を目指す契約の内容は、法的に吟味され、紛争を未然に防止するものであることが要請される。

契約締結交渉が目的を達し、契約が成立したときには、契約書が作成されることが当然予定されているので、本条四項は報酬金を受けたときには、契約書作成手数料を請求することができるものと規定しているものである。

(4) 借地権譲渡に関する地主との交渉事件と本条との関係

二四条三項に規定する借地非訟に関する示談交渉事件のうち、借地上の建物の売却予定者を地主に紹介したところ、承諾料の額によっては承諾の意思があることを確認し、承諾料について交渉する場合には、本来は本条の契約締結交渉に該当するものであるが、特別の定めが存在するのであるから、本条にはよらず、二四条により算定することになる。

2、経済的利益

経済的利益の額は、契約の対象の権利により算定することとなる。算定については、第一三条の解説を参照されたい。

着手金は、契約当事者が成立を期待する契約内容により算定すべきである。

例えば、売買契約の場合、着手金は売主、買主が契約締結を希望する代金額によって算定することとなる。

従って、双方の希望価額が異なる場合は、売主に依頼された弁護士と買主に依頼された弁護士とは、経済的利益の価額が異なり、着手金の額も異なることとなる。

契約が締結された場合の報酬金の額については、何れに依頼された弁護士についても成立した

売買契約の代金額により算定することとなるのはもちろんである。

3、着手金、報酬金の額を速算表の形式で掲げることとする。

経済的利益の額

着手金

報酬金

～三〇〇万円	二% (最低額一〇万円)	四%	
三〇〇万円～三〇〇〇万円	一% + 三万円	二% +	六万円
三〇〇〇万円～三億円	〇・五% + 一八万円	一% +	三六万円
三億円～	〇・三% + 七八万円	〇・六% + 一五六万円	

(督促手続事件)

第二十条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
三〇〇万円以下の部分	二%
三〇〇万円を超え三、〇〇〇万円以下の部分	一%
三、〇〇〇万円を超え三億円以下の部分	〇・五%

三億円を超える部分

〇・三
%

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、三〇%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前二項の着手金は、五万円を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第十七条又は次条の規定により算定された額と前三項の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第十七条又は次条の規定により算定された額の二分の一とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。
- 6 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第十七条の規定により算定された額の三分の一を、報酬金として同条の規定により算定された額の四分の一を、それぞれ受けることができる。

旧会規二五条、二二条に対応する。

1、一項

旧会規は即決和解を準用し、即決和解は更に民事事件の報酬の五ないし一〇%を加算すること

となっていたのを改め、新たに独自の逓減率を設けた。

2、二項

着手金の増減の規定である。

3、三項

着手金の最低額は五万円と規定する。

4、四項

訴訟に移行した場合の着手金は通常訴訟又は手形小切手訴訟の着手金との差額と規定する。

5、五項

報酬金は一七条、二一条の規定の半額とするが具体的な回収をした場合（債務者が支払能力充分で任意に支払うと認められる場合などこれと同視できる場合を含む）に限られることとした。

但書部分は新設である。立案段階で、督促手続については手数料とする原案が作成され、支払命令が確定した場合の報酬金を認めるに当り、回収主義が採用されたものである。訴訟事件等、督促手続以外の事件の報酬金については、事件等が終了した段階で、報酬金を請求できることは四條に解説した通りである。

6、六項

五項所定の金銭の回収の為に民事執行事件を受任する場合、民事執行事件の着手金・報酬金を受けることができることと、その額を注意的に規定したものである。内容は、二五條一、三項に

定める本案事件に引き続き民事執行を受任した場合と同様である。

7、督促手続の着手金・報酬金を速算表の形式で示すと次の通りである。

経済的利益の額	着手金	報酬金
〓三〇〇万円	二% (最低額 五万円)	八%
三〇〇万円〓三〇〇万円	一% + 三万円	五% + 九万円
三〇〇〇万円〓三億円	〇・五% + 一八万円	三% + 六九万円
三億円〓	〇・三% + 七八万円	二% + 三六九万円
〓三〇〇万円	四%	
三〇〇万円〓三〇〇〇万円	二・五% +	四・五万円
三〇〇〇万円〓三億円	一・五% +	三四・五万円
三億円〓	一% + 二八四・五万円	

(手形・小切手の場合の報酬金額)

(手形、小切手訴訟事件)

第二十一条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額		着手金	報酬金
三〇〇万円以下の部分		四%	八%
三〇〇万円を超え三、〇〇〇万円以下の部分		二・五%	五%
三、〇〇〇万円を超え三億円以下の部分		一・五%	三%
三億円を超える部分		一%	二%

2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、三〇%の範囲内で増減額することができる。

3 前二項の着手金は、五万円を最低額とする。

4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第十七条の規定により算定された額と前三項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第十七条の規定を準用する。

旧会規一九条に対応する。

1 通常事件と同じく四段階の逓減率を設け、その額を半額とした。三〇%の範囲内の増減ができ、着手金の最低額は五万円、通常訴訟移行の場合の着手金は通常訴訟との差額、報酬金は一七条の規定を準用する。

2 手形小切手訴訟事件の着手金・報酬金を速算表の形式で表示すれば次の通りである。

経済的利益の額	着手金	報酬金
〓三〇〇万円	四% (最低額は五万円)	八%
三〇〇万円〓三〇〇〇万円	二・五% + 四・五万円	五% + 九万円
三〇〇〇万円〓三億円	一・五% + 三四・五万円	三% + 六九万円
三億円〓	一% + 一八四・五万円	二% + 三六九万円

(離婚事件)

第二十二條 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
---------	----------

離婚調停事件、離婚仲裁センター事件又は離婚交渉事件	三〇万円以上五〇万円以下
離婚訴訟事件	四〇万円以上六〇万円以下

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件又は離婚仲裁センター事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の二分の一とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の二分の一とする。
- 4 前三項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第十七条又は第十八条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

新設規定である。離婚事件について、経済的利益の算定を不能として五〇〇万円と看做し、着手金・報酬金を算定する制度に代えて端的に離婚事件についての標準額を定めたものである。

日弁連規程立案段階で意見を求めた外部委員の意見を参酌して制定されたものである。

1、一 項

着手金及び報酬金について次のように定める。民事事件一般と異なり着手金と報酬金が一対二ではなく同額であることに注意を要する。

① 離婚調停・離婚仲裁センター事件・離婚交渉事件

三〇万円以上五〇万円以下（日弁連規程の範囲は二〇万円から五〇万円である）

② 離婚訴訟事件

四〇万円以上六〇万円以下（日弁連規程の範囲は三〇万円から六〇万円である）

離婚事件には、内縁解消事件を含むが、婚姻無効事件や婚姻取消事件は含まないと解される。なお、内縁関係解消自体は事実問題であって、離婚のように、協議が調うか、裁判上の離婚手続によらない限り法的効果が生じないものとは異なるから、内縁関係解消のみが単独で紛争となる事例は少ないかもしれない。

内縁関係解消に伴う慰謝料請求事件等の場合は、本条三項に基づき算定することとなる。

ちなみに、離縁、婚姻無効、認知等その他の身分事件については、一六条一項により経済的利益を八〇〇万円と看做し一七条により算定することとなる。また、着手金と報酬金の割合は一対二である。

2、二 項、三 項

事件を引続き受任する場合の着手金の額の調整の規定である。

3、四 項

財産給付を伴うとき（慰謝料、財産分与、養育費等の財産給付請求を伴うときという意味である）は、その実質額により一七条又は一八条により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正な額を加算して請求できる。

経済的利益を実質額で算定することは一五条に規定されているが、離婚に伴う慰謝料請求等では、実際に認容される可能性のある請求額に比較して、多額の慰謝料が請求されること等があるので、特に実質的な経済的利益の額と規定したものである。

有責配偶者からの依頼により離婚の本訴を提起したところ、被告から反訴が提起され、慰謝料財産分与が請求された場合も、本項による加算が可能である。ただし、本条五項により増額していた場合は、その額を控除した額の範囲内で加算することができる。

4、五 項

依頼者の経済的資力、事案の複雑さ、手数の繁簡により弁護士報酬を増減できる旨の規定である。有責配偶者から離婚を求めたい等という場合も、この規定により増額が可能である。

5、適用除外

時間制による場合は、二二一条の規定は適用されない（三九条）。後述の境界に関する事件（二三条）、借地非訟事件（二四条）についても同様であるが、依頼者に対して、十分説明しなければならぬ。

(境界に関する事件)

第二十三条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金

四〇万円以上六〇万円以下

2 前項の着手金及び報酬金は、第十七条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。

3 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第一項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ三分の二に減額することができる。

4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による額又は第二項の規定により算定された額のそれぞれ二分の一とする。

5 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による額又は第二項の規定により算定された額の、それ

それぞれ二分の一とする。

6 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数・の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

新設規定である。

1、一項

着手金及び報酬金の額について事案の特性に即して特則を設けたものである。

境界に関する事件としたのは、境界確定事件には限らないという意味である。

即ち、境界確定事件は訴訟によらねばならないが、これと実質的に同一の紛争である、土地所有権範囲確認事件や、越境建物の収去事件などは、調停・仲裁センター・示談交渉事件の対象となることから、これらの事件を含む趣旨である。

境界に関する事件（前述のとおり境界確定訴訟には限らない）については、係争地の面積により経済的利益を算定するものとされてきたが、係争地域が狭小であっても周辺の土地全てについて調査しなければならぬ等手数を要することから、着手金・報酬金の金額をその事務処理量に見合うように決定したものである。

東京三会では、日弁連規程に基づき着手金及び報酬金を四〇万円以上六〇万円以下（日弁連規

程の範囲は三〇万円から六〇万円である」とした。

一七条四項、一八条四項により民事訴訟事件又は調停等の事件の着手金の最低額は一〇万円であり、本条は着手金の最低額に関する例外規定である。

また、報酬金についても、係争地の価額に拘らず、四〇万円から六〇万円の報酬金としているのであるから、一七条の例外規定である。

2、二項

一七条により計算した金額が一項の額を上回るときはこれによるものとした。

例

① 係争地域により一七条により算定した金額が六〇万円を上回る場合。

② 境界に関する紛争が解決することにより建築基準法上の接道義務を満たすこととなるとして、一五条二項二号により増額された実質的経済利益により一七条により算定した金額が六

〇万円を上回る場合などはこれによる。

3、三項

調停事件等の場合に着手金・報酬金を三分の二に減額できることを規定したものである。

4、四、五項

事件を引続き受任する場合の着手金の額の調整規定である。

5、六 項

依頼者の経済的資力、事案の複雑さ、手数の繁簡により弁護士報酬を増減できる旨の規定である。

(借地非訟事件)

第二十四条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
五、〇〇〇万円以下の場合	三〇万円以上五〇万円以下
五、〇〇〇万円を超える場合	前段の額に五、〇〇〇万円を超える部分の〇・五％を加算した額

2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲

内で増減額することができる。

一 申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の二分の一を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の二分の一を、それぞれ経済的利益の額として、第十七条の規定により算定された額。

二 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の二分の一を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の七年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第十七条の規定により算定された額。

3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第一項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ三分の二に減額することができる。

4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による額の二分の一とする。

5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による額の二分の一とする。

旧会規一六条一項一―号が対応規定だが、全面改定といって差し支えない。

内容は着手金の額を大幅に低額とし、報酬金について当事者により利益が異なることから、それらに対する算定方法を規定したものである。

1、一 項

着手金を定める。

① 借地権価額五、〇〇〇万円以下の場合

三〇万円以上五〇万円以下（日弁連規程の範囲は二〇万円から五〇万円）

② 借地権価額五、〇〇〇万円を超える場合

三〇万円以上五〇万円以下の額に五、〇〇〇万円を超える部分の〇・五％を加算した金額
速算表の形式で表示すれば以下の通りである。

- ・五％＋ 五〇、〇〇〇円（三〇万円の場合）
- ・五％＋一〇〇、〇〇〇円（三五万円の場合）
- ・五％＋一五〇、〇〇〇円（四〇万円の場合）
- ・五％＋二〇〇、〇〇〇円（四五万円の場合）
- ・五％＋二五〇、〇〇〇円（五〇万円の場合）

2、二 項

報酬金を規定する。内容は以下の通りである。なお、借地権価額や財産上の給付の額の二分の一の額を基準としているのは、旧会規一六条一項一一号が、借地非訟事件について、借地権の額

の二分の一を着手金・報酬金の経済的利益の額の標準としていたことを受継いだものである。
借地非訟事件の性質上、通常の訴訟事件に比較して、手数が軽減されることを考慮したものである。

借地権譲渡に不動産仲介業者が関与している場合が普通であるが、この場合仲介報酬は売買金額により算定するが、弁護士報酬金は売買代金の半額により算定することとなるので注意が必要である。

また、借地権の譲渡許可、借地条件変更、増改築許可等内容の相違により、適切な報酬金を定める必要がある。

① 申立人

左記金額を経済的利益の額として一七条により算定

申立認容

借地権価額の二分の一

相手方介入権行使認容

財産上の給付額の二分の一

イ 相手方

左記金額を経済的利益の額として一七条により算定

i 申立却下、介入権行使認容 借地権価額の二分の一

(介入権行使認容の場合は借地権価額 \parallel 財産上の給付額)

ii 賃料の増額又は財産上の給付が認められたとき

賃料増額の七分分又は財産上の給付額

3、三項

借地非訟に関する調停事件等の場合の着手金・報酬金を三分の二に減額することができる旨を規定している。

借地非訟に関する調停事件とは、賃借権の譲渡許可を求める調停等のことである。

借地非訟事件を利用せず、交渉や調停により解決することは往々見受けられることであり、裁判所の借地非訟手続を利用しない場合に、通常の調停・交渉事件と解して着手金、報酬金を算定するものとする、整合性を欠くからである。

4、四項、五項

事件を引続き受任する場合の着手金の調整の規定である。

(保全命令申立事件等)

第二十五条 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下、「保全命令申立事件」という。）の着手金は第十七条の規定により算定された額の二分の一とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の三分の二とする。

2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第十七条の規定により算定された額の四分の一の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の三分の一の報酬金を受けることができる。

3 第一項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第十七条の規定に準じて報酬金を受けることができる。

4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第一項及び第二項の規定を準用する。

5 第一項の着手金及び第二項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、一〇万円を最低額とする。

旧会規二三条、二六条一項に対応する。

1、一項

保全事件の着手金の額を一七条の規定により算定された着手金の二分の一または三分の二（審尋、口頭弁論を経たとき）と規定する。

旧会規二三条一項は原則として訴訟事件の三分の一としていたが、訴訟の着手金の額を減額し

たことに鑑み、原則を訴訟の着手金の二分の一としたものである。

なお、本案が手形小切手訴訟事件でも、二二条ではなく一七条により算定する。

家事審判法一五条の三に基づく審判前の保全処分は本条による。

民事執行法上の執行停止の処分や、民事調停規則六条に基づく執行停止については、二六条四項による。

倒産整理事件に伴う保全処分については、二七条一項但書により、倒産整理事件の着手金に含まれるものとされている。

保全命令申立却下に対する即時抗告事件、保全処分に対する異議申立事件、保全異議に伴う保全執行停止・取消申立事件、保全取消申立事件、保全抗告申立事件、保全抗告申立に伴う保全取消決定の効力の停止申立事件等の着手金は、何れも本項を類推適用すべきであろう。

これに対し、保全処分の目的物に関し提起する第三者異議訴訟は、通常の訴訟であるから、一七条により着手金、報酬金を算定する。

2、二項

事件が重大又は複雑なとき報酬金を受けることができるがその額は一七条の額の四分の一又は三分の一（審尋、口頭弁論を経たとき）と規定する。

重大又は複雑な保全処分とは、地位保全の仮処分や、特許権侵害差止の仮処分等に多いと思われる。なお、四分の一、三分の一と一項の半分になっているのは、改正会規では報酬金が着手金の二

倍になっているためである。

保全事件の結論が出たことによる報酬金は必ずしも、保全事件の着手金の倍額である必要はないと考えられるからである。

3、三 項

二五条一項の手續のみによって本案の目的を達したときには一七条の規定に準じて報酬金をうけることができるとした規定である。本案の目的を達したときは、任意に債務が履行された場合や、保全手續の中で、裁判上の和解が成立した場合等である。

4、四 項

重大又は複雑な保全執行事件についての着手金・報酬金について規定したものである。不動産の仮差押事件、処分禁止の仮処分事件等にあつては、裁判所が登記嘱託をすることにより、保全執行手續が終了するので、特別保全執行事件の着手金、報酬金を受ける必要はない。動産の仮差押については、保全執行の手續が必要であるが、弁護士が執行に立会う等した場合には、保全申立事件とは別に、着手金を受けることができると解される。

重大な保全執行事件とは経済的利益が大きい事件、複雑な執行事件とは船舶の仮差押執行事件などをいう。

5、五 項

本案事件と併せて受任した場合にも保全事件の着手金・報酬金は別に受けることができる旨を

規定する。

6、六 項

着手金の最低額を一〇万円と規定する。

(民事執行事件等)

第二十六条 民事執行事件の着手金は、第十七条の規定により算定された額の二分の一とする。

2 民事執行事件の報酬金は、第十七条の規定により算定された額の四分の一とする。

3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第十七条の規定により算定された額の三分の一とする。

4 執行停止事件の着手金は、第十七条の規定により算定された額の二分の一とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の三分の一とする。

5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第十七条の規定により算定された額の四分の一の報酬金を受けることができる。

6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、五万円を最低額とする。

旧会規二六条に対応する。

1、一 項

民事執行事件の着手金について一七条の民事事件の着手金の二分の一と規定する。

二分の一としたのは、裁判所その他の執行機関が手続を進めることから、訴訟手続に比較して手数が軽減されると考えられるからである。

① 民事執行事件の意義

民事執行法に定めた各種事件をいう。旧会規は保全執行事件についても、規定していたが、今回の改正で保全執行事件は二五条四号に別に規定されたので、本条の民事執行事件ではない。ただし、賃金仮払仮処分や建物明渡断行の仮処分の執行は民事保全法五二条二項により仮処分命令を債務名義とみなして民事執行手続により執行されるのであるから、本条により算定する。民事執行に対する救済手続のうち、執行抗告、執行異議、執行文付与異議、債務者側が申し立てる執行異議、執行文付与に対する異議、売却のための保全処分等訴訟手続によらないものは本条を類推適用すべきである。ただし、債権者として民事執行を遂行する過程で生じた事件、例えば売却のための保全処分等については、独立の事件として評価するとしても、その着手金は相当の減額が必要となる。

他方訴訟によるもの、例えば、執行文付与訴訟、執行文付与に対する異議の訴え、第三者異議訴訟、請求異議訴訟については、通常の訴訟手続であり手数が軽減される要素はないものであるから、本条を類推適用すべきではなく、一七条により算定すべきである。ただし、債権者

として民事執行を遂行する前提たる執行文付与訴訟の場合は事柄の性質上相当の減額が必要とならう。

なお、経済的利益に関しては、第三者異議事件については、執行の排除を求める目的物の時価により算定し、請求異議の場合は執行力の排除を求める請求債権額により算定することとなる。

② 金銭執行事件の経済的利益

金銭についての民事執行事件は一四条一五号の規定に従い、請求債権額により算定するが、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、その時価である。時価の算定に当たっては、先順位担保等の負担を考慮する必要がある。

金銭に関する民事執行事件とは民事執行法第二章第二節の強制執行事件、第三章の担保権の実行としての競売事件及びこれらの付随手続のうち訴えによらないものをいう。

③ 非金銭執行事件の経済的利益

非金銭執行の場合は、実体上の権利に基づいて算定する。例えば、建物の明渡し執行事件については、一四条七号により算定する。建物の明渡し断行仮処分執行についても同様である。

2、二項

民事執行事件の報酬金について一七条の民事事件の報酬金の四分の一と規定する。

民事執行事件の着手金と報酬金の割合は一对一ということである。

民事執行事件にあっては着手金と報酬金を一對二にする合理性は必ずしも存在しないものと考えられることからこのように規定された。

なお、民事執行に関する救済手続のうち訴訟手続による場合は、通常の民事事件であるから、一七条が適用されることは前述の通りであり、この場合は着手金と報酬金の割合は一對二である。

なお、旧会規では、民事事件の着手金、報酬金の二分の一であったから、改正会規で着手金を従前の三分の二とした結果、民事執行のみを受任した場合は、弁護士報酬が従前の三分の二に減額したことになる。

3、三項

本案事件と併せて受任した場合でも、民事執行事件の着手金・報酬金は別に受けることができ、着手金は、一七条の規定により算定された金額の三分の一（一項による通常の着手金は二分の一）である。

4、四項、五項

執行停止事件について、着手金を一七条により規定された金額の二分の一（本案と引き続いた場合は三分の一）、事件が重大または複雑なときは四分の一の額の報酬金を受けることができるものとされる。

執行停止事件には、本条の適用のある執行抗告に伴う停止事件等もあるが、本条の適用のない仮執行宣言付判決に対する控訴、上告に伴う執行停止、第三者異議、請求異議に伴う執行停止の

場合もある。

5、六 項

民事執行事件の着手金の最低額を五万円とした。

(倒産整理事件)

第二十七条 破産、和議、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、右各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれる。

- | | |
|---------------|---------|
| 一 事業者の自己破産事件 | 五〇万円以上 |
| 二 非事業者の自己破産事件 | 二〇万円以上 |
| 三 自己破産以外の破産事件 | 五〇万円以上 |
| 四 事業者の和議事件 | 一〇〇万円以上 |
| 五 非事業者の和議事件 | 三〇万円以上 |
| 六 会社整理事件 | 一〇〇万円以上 |
| 七 特別清算事件 | 一〇〇万円以上 |
| 八 会社更生事件 | 二〇〇万円以上 |

2 前項の各事件の報酬金は、第十七条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、前項第一号及び第二号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができる。

旧会規二八条に対応する。

改正点は、債権者破産申立について、旧会規二七条三項が破産による回収見込額に基づき民事事件の着手金に関する旧会規一八条により算定するものとしていたのを改め、五〇万円以上と最低額を規定する方式に改めたこと、自己破産の場合の報酬金は免責決定を受けた場合に限り、ことを明示したことである。

その他の事件の着手金の最低額に関する規定の内容に変更はない。

なお、今回の改正により債権届けは三八条の手数料の項目に規定されることとなった。

1、一 項

債権者破産も含め、各種事件の着手金の最低額を定めている。申立に伴う、保全事件の報酬が着手金に含まれている点は、二五条五項の規定の例外を定めるものであり、別途保全事件の着手金を受けることはできない。

最低額のみを定めているが、例えば自己破産事件の着手金の額が事務処理の手数に比較して、

余りにも高額な場合は、否認権を行使されることもありうるので注意が必要である。

破産債権に異議が述べられた場合の破産債権確定訴訟などは、一七条を適用して算定することはもちろんである。破産債権確定訴訟の経済的利益は、破産債権が確定することにより、得られる見込のある配当額である。

2、二項

報酬金について一七条を準用すると規定する。経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定するものとされる。このうち、利息を支払わない延払の利益は、一四条二、三号により算定することとなる。同条の解説を参照されたい。

破産、整理、特別清算、会社更生については、申立債権者については配当を受けた額を基準にして、報酬金を受けることができる。

倒産整理事件の債権届出が三八条所定の手数料の対象となったため、債権届け出を受任した場合に報酬金はないことに注意が必要である。債権者集会の出席等種々の手続を含めて委任されることが多いと思われるので、時間制によるなどの対処が必要である。

ことに和議については、債権者の申立はなく債権者の関与は届出に限り、和議認可により受けられる支払について、報酬金を受けるということはないことになるので、受任に当っては配慮が必要である。

自己破産の場合、免責決定を受けた場合に報酬金を受けると規定されており、着手時点は破産宣告前であるので、報酬金は、破産債権として免責の対象になるのではないかとの誤解があるが、免責申立自体は破産宣告の後に可能となり、破産宣告後に免責申立に関する事務処理をした結果報酬金が発生するのであるから、破産債権ではなく免責の対象となるものではない。

債権者から依頼された場合で、債権者の申立の却下を依頼された場合に報酬金を受領できることは問題ないが、破産の免責の場合とは異なり会社更生・和議の場合は報酬金が更生債権、和議債権となるのであり、依頼者が債権者とは別の者でない限り報酬金は観念的なものとならざるを得ない。

破産債権確定訴訟に勝訴した場合、配当額を基準として報酬金を算定するのが原則である。しかし、自然人の破産で免責決定が得られない場合、免責対象外の債権である場合には、報酬金の算定に当たっては、現実の配当額の他に債務名義（確定した債権表の記載）を取得したことを考慮して、算定すべきである。

（任意整理事件）

第二十八条 前条第一項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次

の額とする。

一 事業者の任意整理事件

五〇万円以上

二 非事業者の任意整理事件

二〇万円以上

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

一 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

五〇〇万円以下の部分	一五%
五〇〇万円を超え一、〇〇〇万円以下の部分	一〇%
一、〇〇〇万円を超え五、〇〇〇万円以下の部分	八%
五、〇〇〇万円を超え一億円以下の部分	六%
一億円を超える部分	五%

二 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

五、〇〇〇万円以下の部分

三
%

五、〇〇〇万円を超え一億円以下の部分

二
%

一億円を超える部分

一
%

3 第一項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第二項の規定を準用する。

4 第一項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前二項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

旧会規二八条の二に対応する。

金額等の改正点は存在しない。

1、一 項

着手金の最低額を規定する。

2、二 項

任意整理事件が清算により終了したときの報酬金の額を規定する。

速算表形式にすれば次の通りである。

① 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額について

〓五〇〇万円 一五%

五〇〇万円〓一、〇〇〇万円 一〇%+ 二五万円

一、〇〇〇万円〓五、〇〇〇万円 八%+ 四五万円

五、〇〇〇万円〓一億円 六%+ 一四五万円

一億円〓 五%+ 二四五万円

② 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額について

〓五、〇〇〇万円 三%

五、〇〇〇万円〓一億円 二%+ 五〇万円

一億円〓 一%+ 一五〇万円

3、三項

債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続により終了したときの報酬金について、二七条二項に準ずるものとする。

4、四項

任意整理事件について、裁判上の手続を要した場合は、第三章第一節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

(行政上の不服申立事件)

第二十九条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第十七条の規定により算定された額の三分の二とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の二分の一とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

2 前項の着手金は、一〇万円を最低額とする。

旧会規二九条に対応する。

1 一項

一七条に定める行政審判事件とは、行政機関が前審として争訟を審理・裁断する手続に関する事件で、特許審判事件、海難審判事件、公取委の審判事件等がこれに当るとされる。

従って、本条の行政上の不服申立事件とはそれ以外の行政不服審査法その他の法令に基づく異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件をさすものである。

労働委員会に対する不当労働行為の救済命令の手続、人事院、人事委員会に対する処分取消申立手続などは、公開の審理で証拠調べ等も実施されるので、一項但書に該当する。

着手金は、第一七条の三分の二、報酬金は一七条の二分の一である。着手金と報酬金の割合は三分の二対一である。

審尋、口頭審理等を経たときは、第一七条の規定を準用する。

2 二項

最低額を一〇万円と定める。

第二節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第三十条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	三〇万円以上五〇万円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	五〇万円以上
再審請求事件	五〇万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判最終までの公判開廷数が二ないし三開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）、上告審については事実関係に争いが無い情状事件をいう。

旧会規三一条、三二条に対応する。

旧会規は、裁判所の種類、単独合議の別により着手金を定めていた。

改正規定では裁判所の種類ではなく、事件の種類により、着手金を定めることとし、特に、事案簡明事件という類型を導入し、着手金の標準を明示した。

事案簡明事件以外の事件については、最低額を示す方式によった。これは、事案簡明事件以外の刑事事件については、個別の協議により決する他はないと考えられたためである。

1、起訴前・起訴後の事案簡明な事件

① 着手金の額と事案簡明事件の意義

三〇万円以上五〇万円以下（日弁連規程の範囲は二〇万円から五〇万円である）

三〇条二項によれば事案簡明事件とは「特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前につ

ては事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が二ないし三開廷程度と見込まれる事件（上告事件を除く）、上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいう。

ただし、情状事件であっても、死刑を無期懲役にと言う場合は三開廷で終了するとは見込まれないので、事案簡明事件ではないし、再度の執行猶予を求める場合など、執行猶予になるかいないかが微妙な場合等は、三開廷を超えることが多いであろうが、三開廷以内で終了すると見込まれる場合でも本条の事案簡明事件ではない。

起訴後について例えば国選事件の多くは、私選であれば事案簡明事件に該当するといえよう。刑事事件の報酬決定に当たっては充分注意が必要である。

② 保釈申請、示談交渉との関係

保釈申請については、三四条により依頼者との協議により、別途着手金・報酬金を請求することができ、この点は事案簡明事件であっても、同様である。

刑事事件に関連する単純な被害弁償はもちろんのこと、示談交渉事件の段階であれば刑事弁護活動の一環として為されたものと解すべきであるから原則として、刑事事件の着手金に含まれているものと解される（報酬金についても同様である）。

もっとも、示談交渉の域を超えて、損害賠償の民事訴訟が提起された場合は、民事事件として別途弁護士報酬の対象となることはもちろんである。

2、その他の起訴前起訴後の事件、再審事件、再審請求事件

五〇万円以上（日弁連規程では二〇万円から五〇万円の範囲内の一定額以上）

再審請求事件とは刑事訴訟法四三五条以下の規定に基づき同法四四八条の再審開始決定を求め
る手続である。

再審事件とは、刑訴法四五一条に基づき、再審開始決定の確定により開始される再審の審判事
件のことである。

事案簡明事件以外の事件については、最低額を定めてあるので、依頼者と協議決定する他はな
いが、審理の見込期間、審理及び準備に要する時間等を考慮して決定することとなる。

事案簡明事件として着手金を決定し受任したところ、事実関係に争いのある事件であることが
判明したような場合、例えば身代り犯人であることが判明した場合などは、九条の趣旨等も参酌
し、改めて、事案簡明でない事件として、着手金の額を決定し、既に受領した着手金との差額を
受けることができるものと解される。

無罪を争うような事件に変化するのではなくとも、情状関係に影響する事実を争うために開廷
数が三開廷では到底納まらないような事情が判明した場合も同様である。

(刑事事件の報酬金)

第三十一条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

前段以外の刑事事件		起訴前		起訴後		結果	報酬金
				起訴前	起訴後		
求略式命令	不起訴	求刑された刑が 軽減された場合	刑の執行猶予 以下	不起訴	求略式命令	三〇万円以上五〇万円 以下	
	求略式命令			求刑された刑が 軽減された場合	求刑された刑が 軽減された場合		
五〇万円以上	五〇万円以上	前段の額を超えない額	三〇万円以上五〇万円 以下	前段の額を超えない額	前段の額を超えない額	三〇万円以上五〇万円 以下	

再審請求事件	起訴後（再審事件を含む。）				
	無罪				
	刑の執行猶予				
	求刑された刑が軽減された場合				
	検察官上訴が棄却された場合				
2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。	五〇万円以上	五〇万円以上	な額	軽減の程度による相当	六〇万円以上

旧会規三二条、三三二条に対応する。

旧会規が着手金同様、裁判所の種類、単独、合議の別結果によって最低額を決定していたのを改め、事案簡明事件については、報酬金の標準を示した。東京三会の着手金の額は同一であるが、日弁連規程の標準額と対比してみると次の通りである。

最低額を定める場合には、事件終了迄の時間及び執務量等を考慮して、報酬金の額を決

定すべきことは、着手金の場合と同様である。

1、事案簡明な事件

事案簡明事件とは、三〇条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう（三一条二項）。

i 起訴前 不起訴

三〇万円以上五〇万円以下

（日弁連規程では二〇万円から五〇万円の範囲）

求略式命令

前段の額を超えない金額

ii 起訴後

刑の執行猶予

三〇万円以上五〇万円以下

（日弁連規程では二〇万円から五〇万円の範囲）

刑の軽減

前段の額を超えない金額

2、1以外の事件（含、再審）

i 起訴前 不起訴

五〇万円以上

（日弁連規程では二〇万円から五〇万円の範囲内の一定額以上）

求略式命令

五〇万

ii 起訴後

無罪

六〇万円以上

（日弁連規程では五〇万円を最低額とする一定額以上）

刑の執行猶予

五〇万円以上

検察官上訴棄却

五〇万円以上

求刑の軽減

軽減の程度による相当額

無罪の場合の最低額を他の場合より一〇万円高くしたのは、無罪判決を得る為の弁護活動に酬いるためである。なお、一部無罪で、有罪部分について検察官の求刑どおりの判決が言渡された場合でも、無罪の部分についての報酬金を受けることができるものと解される。

iii 再審請求事件

(従前は明示の規定なし)

五〇万円以上

(日弁連規程では二〇万円から五〇万円の範囲内の一定額以上)

再審請求事件の報酬金は、刑訴法四四八条の再審開始決定が言渡された場合に受けることができる。

(刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第三十二条 起訴前に受任した事件が起訴(求略式命令を除く。)され、引き続き同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第三十条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の二分の一とする。

2 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前二条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

一項は旧会規三一条四項に対応するが、二、三項は新設の規定である。

1、一 項

起訴前弁護士から、起訴後の弁護士を引続き受任する場合の着手金については、原則として三〇条所定の着手金を受けることができる。事案簡明な事件については、起訴前事件の着手金の二分の一とされる。

起訴の中から求略式命令の場合を除いているのは、起訴前弁護士の報酬金が発生するからである。ただし、略式命令に対して正式裁判の申立をし審理が開始され、弁護士を引き受けた場合は、本文

若しくは但書に従い着手金を受けることができる。

2、二項

上訴審を引続き受任する場合の減額規定である。

五条は第三章第一節（民事事件）においては上訴審を引き続き受任する場合、報酬金については特に定めのない限り最終審の報酬金のみを受けると規定するので、反対解釈として、刑事事件については、上訴審を引き続き受任する場合でも、既に終了した審級の報酬金を受けることができるものと解される。

3、三項

同種の追起訴事件を受任する場合の減額規定である。六条二項一号の規定の趣旨を刑事事件の場合について、明確にした上で規定したものである。

（検察官の上訴取下げ等）

第三十三条 検察官の上訴取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費した時間及び執務量を考慮したうえ、第三十一条の規定を準用する。

旧会規三十一条二項に対応する。検察官の上訴取下げ等の場合の報酬金については三十一条の規定

を準用するものとする。

(保釈等)

第三十四条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

旧会規第三四条に対応する。ただし、忌避の申立により着手金・報酬金を受けることは考えられないとして、手続の例示から忌避が削除されている。勾留理由開示についても現在のように、根拠条文を示すだけということであれば、家族を含めて接見禁止中の依頼者を公開の法廷で家族に会わせてあげるといふ程度のことになり、着手金・報酬金の対象とする程のことはないとも考えられる。特に、依頼者との協議により、別に着手金・報酬金を受けることができると規定しているのはそのためであろう。

なお、保釈等本条所定の事件については事案簡明事件についても、被疑事件、被告事件とは別に着手金・報酬金を受けることができるが、その額は、主たる事件である被疑事件、被告事件の着手金・報酬金の額以内ということになろう。

(告訴、告発等)

第三十五条 告訴、告発、檢察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につき一〇万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

旧会規第三五条に対応する。ただし、手続の例示から収監延期が削除されている。

実務上例の多い、告訴状について、事件等が終了し報酬金を受けることができる場合とは告訴が受理され捜査が開始されたことを意味すると解すべきであろう。起訴された場合やまして有罪となった場合が事件等の終了と考えることは妥当ではない。

何れにせよ、報酬金について特に依頼者との協議により受けることができると規定している趣旨に鑑み、委任契約において決定して置くべきであろう。

第三節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第三十六条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	三〇万円以上五〇万円以下
抗告、再抗告及び保護処分取消	三〇万円以上五〇万円以下

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	三〇万円以上
その他	三〇万円以上五〇万円以下

3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前二項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

旧会規第三三条に対応する。旧会規は、刑事事件の一部として規定されていたが、少年事件は刑事事件とは別個の事件と考えるべきことから、規定上も別の節に規定することとした。また、

着手金については、原則として全件について、同一の着手金によることとしその標準を示すこととされた。付添人の選任率が低いことから、少年事件弁護の促進をねらったものである。

日弁連規程の標準額の範囲内で、東京三会は同一の額を規定したが、日弁連規程の額と対比して、額を示すこととする。

1、一 項

着手金について規定する。少年事件には少年を被疑者とする捜査中の事件を含むものとし、右事件が家裁送致された場合でも一件の事件とみなす（第三六条一項、三七条一項）。少年事件の内容

i 家裁送致前及び送致後

三〇万円以上五〇万円以下

（日弁連規程では二〇万円から五〇万円の範囲）

ii 抗告、再抗告及び

三〇万円以上五〇万円以下

保護処分取消

（日弁連規程では二〇万円から五〇万円の範囲）

家裁送致前からの受任でも送致後の受任と着手金が同額であるが、この点については、三項で調整の規定を置いている。

2、二 項

報酬金について規定する

少年事件の結果

i 非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分 三〇万円以上

(日弁連規程では二〇万円から五〇万円の範囲内の一定額以上)

ii その他

三〇万円以上五〇万円以下

(日弁連規程では二〇万円から五〇万円の範囲)

非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分は刑事事件でいえば、無罪に相当するような結果であるが、最低額が、無罪の場合の六〇万円に対して、三〇万円となっているのは、今日までの実態では、少年事件の捜査がずさんなため、非行事実なしとして審判不開始となる例もあるので、刑事事件の無罪の場合の額より低い三〇万円を最低額としたものである。

3、三項

事案に適切に対応する為の増減規定を置いたもので、新設の規定である。

少年事件については、付添人の選任率が低いことから、着手金については全件について標準額とした。

少年事件については、着手金の他、報酬金の「その他」についても標準額を採用したことから、個別事案に適切に対応する為に、家裁送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、事件の重大性などにより、適正妥当な範囲内で増減額できるものとされている。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第三十七条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第五条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなす。

2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第二節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済の少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

四項が旧会規第三三条二項に対応するが、その他は新設の規定である。

1、一 項

第五条の例外として家裁送致前に受任した少年事件が家裁に送致されても一件の事件とみなすものである。

2、二項

抗告審を引き続き受任するときの減額規定である。

3、三項

追送致される少年事件が同種の場合の減額規定である。

4、四項

検察官送致の場合の弁護士報酬は三〇条以下によること、少年事件の着手金の範囲内で減額することができることを規定している。

第四章 手数料

(手数料)

第三十八条 手数料は、この会規に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第十四条ないし第十六条の規定を準用する。

一 裁判上の手数料